

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年8月19日
- 2 開会年月日、時間 令和3年8月31日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第12号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第13号 青年等就農計画認定に係る意見について
報告 第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告 第11号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より8月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林春代委員、2番三田和彦委員の両名にお願いいたします。

それでは、はじめに、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は譲受人の事務所から 300～400m ほど南の所で、すぐ近くにあります。

譲渡人は高齢により経営規模縮小を希望して、話がついたということです。農機具等は、トラクター 3 台、モア 4 台、動噴 1 台、大豆選別機があるそうです。それと、ニワトリが 3000 羽いるそうです。通所者は 20 人位いまして、職員も大勢いますので、労力は全く問題ないと思います。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は許可とします。

議長：次に、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅敷地です。転用面積は 505.93 m²です。譲渡人、譲受人ともに中町の方です。地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、小布施中学校の北、約 100m の所で、六川の集落の入口になる六川南交差点の北西の区画内に位置しています。

それでは、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書の書面の 3 欄、転用計画の欄を見ますと、譲受人は現在、近所に借家住まいであります。ところが手狭で間取り等も生活様式に合わず不便なため、自宅の新築に思い至った、との記載になっておりますが、この方は認定新規就農者として、ブドウ栽培を頑張っているようです。それで、農機具等を格納する場所も必要としていて、借家で家屋のみという所では、とりあえず面積が不足という状況です。なので、無事に申請地を転用できたとしたら、右ページの配置図面を見ても今は計画に未だ無いですが、後々は農機具の倉庫も設けたいとも考えているそうです。

転用許可基準の立地基準については、市街地近郊に位置している点や周辺地域にある農地面積の規模から第 2 種農地と判断されていますので、原則不許可であります。不許可の例外規定にある位置的非代替性、つまり周辺の他の土地では立地が困難であるということにより、認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資証明書および自己資金分で支払済みの証明物により申請者の資力を確認しました。申請地は譲渡人の所有地となっており、抵当権等は設定されていません。

また、隣接地の状況については、申請書の 6 欄に記載がございいますが、東側、南側、西北側は宅地、北側は宅地分譲地とありますが現在はまだ農地であり作付されていない土地となっています。そして西南にも農地があり、北側は公道という状況です。このため、申請書 6 欄の続きに記載のとおり、生活排水は公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透枡を設けて浸透処理をし、施工に当たっては、大規模な切土、盛土はせずに現状のまま利用することとします。そして、もし周辺農地に被害が発生した場合には譲受人の責任において補償するという事です。

現地は、現状でも公道との高低差がありませんので、申請どおりに切土や盛土もほぼ無しで建設をすれば、西南側や北にある農地に対して土砂流出、その他の工事中の被害についても及ぶ可能性は低いと思われま。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められないと考えております。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は異議なしといたします。

議長：次に、議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、2 番三田委員より説明願います。

2 番三田委員：譲受人から聞き取りをしました。

この方は、今後のこともお聞きしたなかで、ブドウを作っていくという方です。耕作に必要な農機具を尋ねたところ、軽トラック 1 台、SS1 台、乗用草刈機 1 台を所有しているということです。労働力については、専らご自身でやるということなのですが、忙しい時には奥さんをお願いしたり、繁忙期はご両親も手伝うということで、計 4 人の体制だとお聞きしました。

貸付人とは現在耕作している畑の隣の耕作者だということで、知人関係などではないのですが、ご近所のおよしみで話をしたなかで、借りてやってもらえるならと話が進んで、今回まとまったものだそうです。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

続いて、番号 2 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：借受人からお話を聞いてまいりました。

借受人は認定新規就農者で、ご夫婦で農業をやっています。主たる作目がブドウで、今回、借りる畑もブドウ畑でして、そのままブドウ栽培を引継ぐ予定です。

農業機械は SS と乗用草刈機があります。労働力については、本人と旦那さん、それから季節により雇用するのが 3 人いるとのこと。農地までの距離は、自宅から 1.5 km 位なので、十分通える距離だと思います。

議案書の備考欄にある契約期間については、7 カ月という短い期間になっていますが、借受人には里親が雁田地区にいて、その方のもとで今研修中の里子の方に借りてもらう予定でいたところ、その里子さんはあともう 1 年研修が必要だということなので、独立するまでの間だけ元里子の借受人にやってもらえないかと依頼があったからだそうです。

耕作は問題なくできると考えています。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします

続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：譲渡人は公益財団法人、譲受人は中野市にお住まいの方です。地図は 4 ページをご覧ください。申請地は国道 403 号から中野市に至る手前の、東側の区域内にあります。

この農地は、5 月の審議において現在の公益財団法人に所有権移転することを決定しましたが、それ以前は、旧所有者と今回の譲受人との直接契約により賃貸借契約を結んでいました。それでこのたび、その借主だった今回の譲受人に売却することとなり、具体的な話を進めたなかで、長野県農業開発公社を通じて売買することになったものです。ですので、今回は長野県農業開発公社から譲受人に売り渡される件、ということになります。

譲受人は、中野市にお住まいですが、小布施町の認定農業者であり、「人・農地プラン」に掲載されている担い手農家であります。牧場経営をしており、この申請地は採草地として利用されています。所有権移転後も同様の利用を計画されています。労力は本人 1 名となっています。

現状、肉用牛 300 頭を飼育してまして、農機具はトラクター 3 台、田植機 1 台を所有しています。経験は十分あり、これまでも申請地の他に周辺一帯を採草地として耕作していらっしゃいますし、契約後も現況が変化することはありませんので、受け手として問題ないと思われれます。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。

議長：次に、議案第 13 号、青年等就農計画認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、町担当者より 2 名分一括して説明をお願いします。

町担当者：審議にあたり、この青年等就農計画制度の概要について説明させていただきます。

就農を控えた、あるいは新たに就農した青年等が自ら作成した「就農計画」について、町の認定を受けることにより、目標達成に向けて支援を受けることができるようになる最初の一步です。主に「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」を 5 年間受給、具体的には 1～3 年目までは年間 150 万円、4～5 年目について年間 120 万円を受給するもので、以下「経営開始型」と略させていただきますが、経営開始型の受給を希望する方や、新規就農者を対象にした無利子の融資制度である「青年等就農資金」の利用を希望する方から認定申請がごございます。

小布施町の認定方法は、長野農業農村支援センター、ながの農協、小布施町農業委員会、そして町の 4 機関を構成員とする認定委員会を設置し、各機関に文書で意見を求めるものです。

この議案は、農業委員会としての意見について審議していただくものです。主に計画の達成見込みがあるかどうかについてご意見を頂きたいと思えます。

それでは、お手元の資料「青年等就農計画認定申請書」をご覧ください。

差替えの資料になっております、番号 1 の方の計画について説明させていただきます。

履歴書のページ（別添 2）をご覧ください。1979 年（昭和 54 年）生まれ、愛知県出身の 42 歳で、ご結婚されており、子どもが 2 人います。平成 30 年（2018 年）6 月に東京、銀座 NAGANO で開催された「長野地域就農相談会 in 銀座 NAGANO」での就農相談が最初の小布施町との関わりです。

以前、千曲市の農業法人にお勤めだったことがあり、長野県に馴染みもあり、その際に小布施の特に街並みに興味を持たれ、就農先として小布施を希望されたそうです。

平成 30 年 9 月から令和元年 9 月にかけて都合 7 回、延べ 22 日間、当時お住まいであった愛知県名古屋市から足繁く通っていただき、就農体験を重ね、就農のイメージを固めていただくとともに、小布施町での就農の決意を改めて強くしていただき、研修に向けた準備を進めてきました。

令和 2 年 3 月に前職を退職されるとともに小布施へ移住され、農業次世代人材投資事業（準備型）を受給されながら、就農体験でご縁のあった雁田の里親農家さんのもとの

令和2年4月から2年間里親研修に入り、令和4年4月から新規就農者として独立予定となっています。

では、3枚めくってお戻りいただき、次に、「農業経営の構成」をご覧ください。まだ下のお子さんが小さいことから、ご本人が主体となって農業を行い、奥様が補助的に農作業に入ることを考えておられます。また、農繁期には現在北海道にお住まいの奥様の母親に来てもらい農作業を手伝ってもらったり、奥様の弟さんが現在小布施に移住して来られていて、別に仕事をされていますけれど、休日など空いた時間でお手伝いいただいたりと、農繁期の労働力も見込めます。

「技術・知識の習得状況」にあるように、先ほどご説明しましたが、里親さんの下で、ブドウやリンゴの栽培技術等について学ばれています。1枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、生食ブドウとリンゴです。水稻については、里親農家さんのアドバイスから、主に自家消費用として栽培します。

次に農地についてです。5枚めくっていただくと、そこに農地一覧表がございます。研修中は自分名義で借りることができませんが、里親農家さんにお骨折りいただき、「農地一覧表」にある農地につきましては、今年4月から確保できる見込みです。

シャインマスカットの畑は成園で確保済ですが、枝の張りがかなり暴れていたこともあり強めの剪定を実施して枝を作り直すなど園地全体を改造しており、一部埋まっていない箇所もあるため、5年目に向けて収量は増えていく見込みとしています。ナガノパープルの畑は新植で、4年目あたりから収量が見込める計画としています。リンゴについては、腐乱病で枝を整理するなどして、現在収量が減っている園地ですが、防除・管理を徹底することで、今後収量は増える見込みとしています。秋映やスイートはまだ完全に成木になりきっていないため、将来に向けて収量が増える見込みです。リップについては新植（普通樹）で、収量が採れ始めるのは5年目以降としています。なお5年後の経営面積は、自家消費の水稻も含め、全体で143aの計画としています。

2枚めくってお戻りいただき、「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考にしながらも、例えば、シャインマスカットの実産量で申し上げれば、1年目はまだ収量が安定しないこと、また先ほど申し上げたように園地の改造を実施していることなどから、指標に対し1年目は約6割程度、5年目は約9割程度というように、かための数字で見えています。

「農業経営費」も、県の経営指標を参考にして経費を算出しています。「農業経営費」中、設備費が計上されていますが、これは「設備投資」の欄に記載のある、例えば中古で購入するSSや新車で購入する乗用草刈機、軽トラックなどの償却期間における減価償却費が計上されています。農業経営費のうち、出荷経費が1年目から徐々に増えていきますのは、生産量が年々増えるためです。

また、直接生産費が1年目に多いのは、ブドウ棚をつくるに当たり、使わなくなった支柱など棚資材を再利用してつくる計画としていますが、それだけでは資材が足りないため、足りない資材を購入する費用として約60万円を諸材料費として計上しているのが主な理由です。またそのほか、初年にナガノパープル苗木、シナノリップの苗木の購入で約10万円を計上しています。また、生産量が徐々に増えるにつれ、例えばブドウの袋や雨よけ傘などもその分購入しなければいけませんし、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることとなります。固定費は、水利費（灌水費）、土地の賃借料（地代）、支払利息、共同利用倉庫の利用料や薬調利用料を計上しており、県の経営指標を参考にしながら、地代や水利費（灌水費）などは里親農家さんにお聞きしながら、計上しています。

なお、先ほどお話ししました「設備投資」ですが、昨年の段階から、日本政策金融公庫へ相談に行っていたり、青年等就農資金を活用して、果樹栽培に必要な農業機械、例えばSSや乗用モア、軽トラック等の購入準備も進めているところです。

借入金の償還は、計画1年目で整備する軽トラ、SS、乗用草刈機は、据え置き3年、その後4年間で返済、計画3年目で整備するスプリンクラーは据え置き2年、その後3年間で返済の予定です。

なお、今回事前に送付させていただいた計画の差し替え理由ですが、今年度、国の要綱改正により、令和3年度以降の経営開始型採択者については、交付期間の中間に実施する「中間評価」について評価基準が示され、経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標の概ね2分の1を達成することとされたため、計画の段階から2分の1を達成するようなものでないといけない旨、県の農業農村支援センターより指摘があったためです。就農3年目から5年目における、本人の7月の労働時間を210時間から240時間に増やすことで雇用労賃を抑え、販売単価や収量の見直しを行うことで、計画の段階から3年目の農業所得が5年目の農業所得の2分の1を達成する目標に変更していただきました。

長野農業農村支援センターから、そのほかの中身については特に問題がない旨のお返事をいただいているところです。

番号1の説明は以上です。

続いて、番号2の方の計画について説明させていただきます。

履歴書のページ(別添2)をご覧ください。1992年(平成4年)生まれ、先日29歳になられたばかりですが、出身は岐阜県で、ご結婚されており、子どもが2人います。

平成30年8月、町の就農体験に申し込みがあり、それが最初の小布施町との関わりです。そのときに、ある元認定新規就農者のところで農業体験されましたが、その際に、後に雇用主となる農家の方ともお会いになられたようです。既にそのときから小布施町への移住、就農を強く希望されていたようですが、平成30年11月に東京で開催された就農相談会に来られまして、その農家さんのもとでの里親研修を希望されました。そこで、当時の担当者がその農家さんと話をしまして、里親研修について相談したところ、ちょうどそのタイミングで退職する社員がいたこともあり、はじめはアルバイトとして働くというなら受け入れてもいい、働きぶりを見てからなら従業員として雇ってもいい、ブドウの一番忙しい時期を体験してもらった後で気持ちを確認したい旨の話いただき、小布施町へ平成31年2月に転入され、同年4月からこの方とこのところで働き始めました。

その後、農家さんが農の雇用事業に申請され、平成31年11月から従業員として働きながら、ブドウ栽培に関する一連の技術などを学ばれました。

先の番号1の方は、農業次世代人材投資事業(準備型)といって、学ばれる研修生本人が直接、2年間150万円ずつ受け取れるものですが、農の雇用事業は、雇用主である農業法人が申請(事業)主体で、年間最大120万円を2年間受け取りながら、それを原資にして給料として将来独立予定の従業員に支払うという仕組みです。

申請者については、農の雇用事業で受けられる2年間の期間が満了するため、今年の11月からいよいよ一人立ちすることになり、それに向けて青年等就農計画の提出がございました。

では、3枚めくってお戻りいただき、次に「農業経営の構成」をご覧ください。農業はご本人が主体となって行う予定としています。奥様は会社にお勤めになっており、今のところ農業をやる予定はなく、就農間もない頃はなかなか収入が安定しないので、その下支えをする、とのこと。面積的にはそれほど広くありませんので、当面、自分の手だけで賄えるとのこと。

「技術・知識の習得状況」にあるように、先ほどご説明しましたが、雇用主の農家さんのもとで従業員として働きながら、ブドウの栽培技術等について学ばれています。

1枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、生食ブドウの専作です。シャインマスカット、種無し巨峰の栽培をしていき

ます。

次に農地についてです。5枚おめくりいただき、農地一覧表をご覧ください。「農地一覧表」にある農地はすべて須坂市になりますが、畑の状態につきましては、雇用主の農家さんの斡旋もあり、成園も確保できる見込みです。

1～7の畑はシャインマスカットの畑で、成園です。8の畑は種無し巨峰を新植しています。シャインマスカットの畑は44a中、実質埋まっているのは38a程度で、一部埋まっていない箇所もあるため、5年目にかけて収量は少しずつ増えていく計画としています。無核巨峰は、経営開始3年目から収量が採れはじめる見込みとしています。経営面積は全体で48aの計画です。

2枚めくってお戻りいただき、「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考にしながらも、例えば、シャインマスカットの実産量で申し上げれば、1年目はまだ収量が安定しないこと、また先ほど申し上げたように一部埋まっていない箇所があることなどから、指標に対し1年目は約6割程度、5年目は約9割程度というように、かための数字で見えています。

「農業経営費」も、県の経営指標を参考に、経費を算出しています。農業機械のうち、軽トラック、SSについては、雇用主の農家さんから譲っていただくことで初期投資がだいぶ抑えられており、購入するのはとりあえず「乗用草刈機」だけで済み、減価償却費の欄に償却期間における減価償却費が計上されています。

農業経営費のうち、出荷経費が1年目から徐々に増えていますのは、生産量が年々増えるためです。また、生産量が徐々に増えるにつれ、例えばブドウの袋や雨よけ傘などもその分購入しなければいけませんし、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることとなります。

固定費は、借地料、修繕料を計上しており、県の経営指標を参考にしながら、借地料については地主さんとの話でおおよそ実際の額で計上しています。

説明は以上でございます。

議長：それでは審議いただきたいと思います。まず、番号1について、質問等ございますか。

13番鶴田委員：資料差替え前と差替えごとで、どこが違うのですか。

町担当者：収支計画のところ、3年目の農業所得の額です。今年度、国の要綱改正により、交付期間の中間に実施する「中間評価」について評価基準が示され、経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標の概ね2分の1を達成することとされたため、計画の段階から2分の1を達成するようなものでないといけない、と県より指摘があったためです。就農3年目から5年目における、本人の7月の労働時間を長めに取って雇用労賃を抑えて、販売単価や収量の見直しを行いまして、計画の段階から3年目の農業所得が5年目の農業所得の2分の1を達成する目標に変更していただいています。

13番鶴田委員：生産量は、差替え前後で合計だけ異なっているのですが、どういうことですか。

町担当者：生産量は、実は差替え前の計画ではかために見ていただいていたしまして、少し余裕があったので、収支計画の3年目の修正をする中で、収量などの見直しもしたので、3年目の所得が確保できるようにしていただいております。実際にやっている中での取

れている感覚や、指導している農家さんとの話し合いのなかで、精査をさせていただいております。

13 番鶴田委員：わかりました。

議長：感想ですけれど、これだけの農地が確保できてよかったなと思います。地代はそれなりにかかっていますが、それほど高くないというところでうまくいくのかな、と思います。番号 2 の方と比較してしまうと、農地はたくさん確保できているのに、所得がさほど多くなくて、番号 2 の方のほうが効率が良いのか、所得が同じくらいの見込みになっているところが、色々な事情があって違ってくるのかなという感じがします。シャインマスカットの単価も番号 1 の方がかたみに見ていることもありますし。

議長：念押しになりますが、農地は確保できているということで良いのですか。

町担当者：先の議案第 12 号番号 2 で、貸借期間が 7 カ月というのがありましたが、実はその申請地が、この方に引継ぐ予定の場所です。資料の一番後ろのページに記載の農地一覧でいう、上から 3 筆目までの土地となります。その他の畑は里親の方のご尽力により確保できる見込みとなっております。

8 番牧委員：感想になりますが、よく新規就農でこれだけの土地を確保できたな、と思います。何年前かに須坂市の農業委員さんの話を聞いた時に、須坂市内ではブドウ畑を探しているがなかなか無いと言っていたので、やはり里親さんの力は大きいなと感じます。あと、販売方法によってこれだけの単価の見込みが立つのか、と思いました。

議長：他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

続いて、番号 2 について審議します。質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：これも感想ですが、こちらの方は確保した農地が小布施町内には無くて、須坂市内ということで、面積的には苦しいかと、もうちょっと広い方が安定するかな、と思います。

議長：他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は異議なしとします。

議長：次に、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は長野市の方、借受人は中野市の方です。地図は 1 ページをご覧ください。

該当地は、平成 27 年 2 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、貸付人が耕作を再開されることになったため、このたび合意解約の手続きをしたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 11 号、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：届出人は携帯電話事業者です。地図は 5 ページをご覧ください。また、議案書には添付資料として平面図と立面図を取り付けていますので、そちらも併せてご覧ください。

該当地は、くだもの街道を雁田交差点に向かって南に進んだところの東側にあります。

転用面積は全体で 1 m²、農地法第 5 条第 1 項第 8 号に規定される「その他農林水産省で定める場合」に該当、および、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号にある「認定電気通信事業者の有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設」に該当しますので、届出で転用できるということになっています。

内容は議案書に記載のとおり、携帯電話無線基地局の設置であり、届出者の電波開設のため、届出を行ったものです。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

議長：本当に 1 m²なのですか。

事務局：今回の場合はポールにアンテナを取り付けるだけの構造物なので、実質は 1 m²もなく、柱が建っただけです。

議長：他に質問ございますか。

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 05 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年8月31日

小布施町農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員